

第3章 計画の基本的な考え方

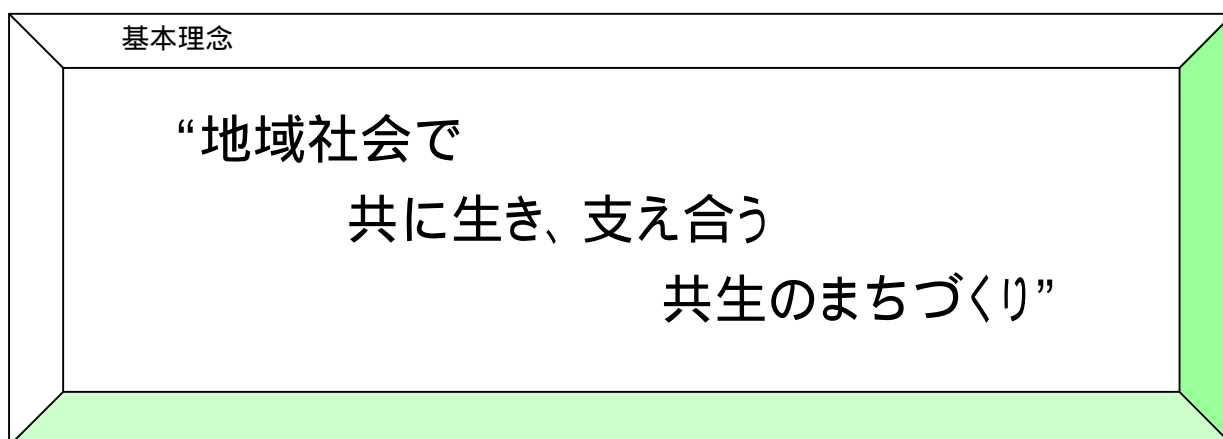
1 計画の基本理念

障害のある人も、基本的人権を持つ一人の人間として、社会活動に積極的に参加するとともに、その能力を最大限に発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、教育の充実や雇用機会の保障など自立した生活への支援体制づくりや、施設のバリアフリー化、障害理解を深めるための条件整備など、ソフト・ハード両面にわたる社会システムの構築が重要になっています。

わが国の障害者施策は、「障害者基本法」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もが、社会を構成する一員として、ともに生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念と、ライフステージのすべての段階において、主体的、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の理念のもとに推進されています。また、山梨県の「新たなやまなし障害者プラン」では、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」が目標に掲げられています。

さらに、本市総合計画の福祉分野においては、「みんなで支え合い福祉の心を築くまちづくり」を基本政策のひとつとして掲げ、世代や生活環境、障害の有無などにかかわらず、お互いに助け合い、補い合っていくことができる地域社会を目指しています。

これらを踏まえ、社会情勢の変化に対応し、きめ細かな福祉行政を推進するとともに、地域で支え合いながら、障害のある人の自立と社会活動を促進できる共生社会を目指して、以下を本計画の基本理念とします。



2 計画の基本目標

基本理念の実現にあたり、以下を重点的な基本目標として策定します。

基本目標 ともに支えあう共生のまちづくりの推進

- ・障害の有無に関わらず、お互いに助け合っていくことができる共生社会を実現するために、ノーマライゼーションの理念を市民全体に広めることで、障害のある人の社会参加が促進され、障害を理由にした差別や不利益を受けることのないまちづくりを目指します。
- ・だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、歩道の段差解消などのユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、防犯・防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標 地域生活の支援体制の充実

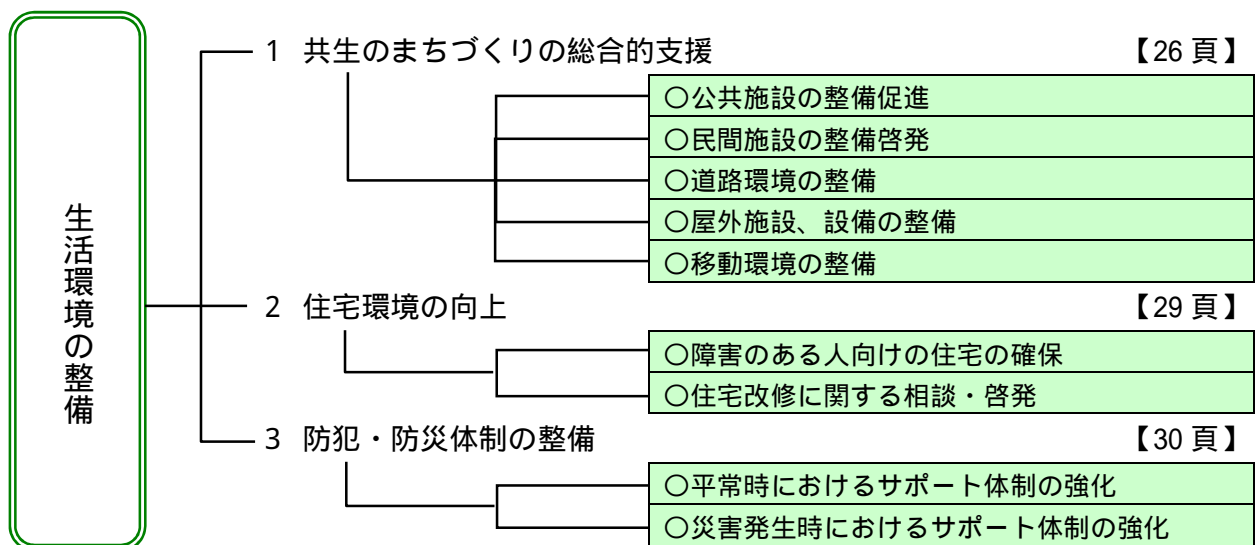
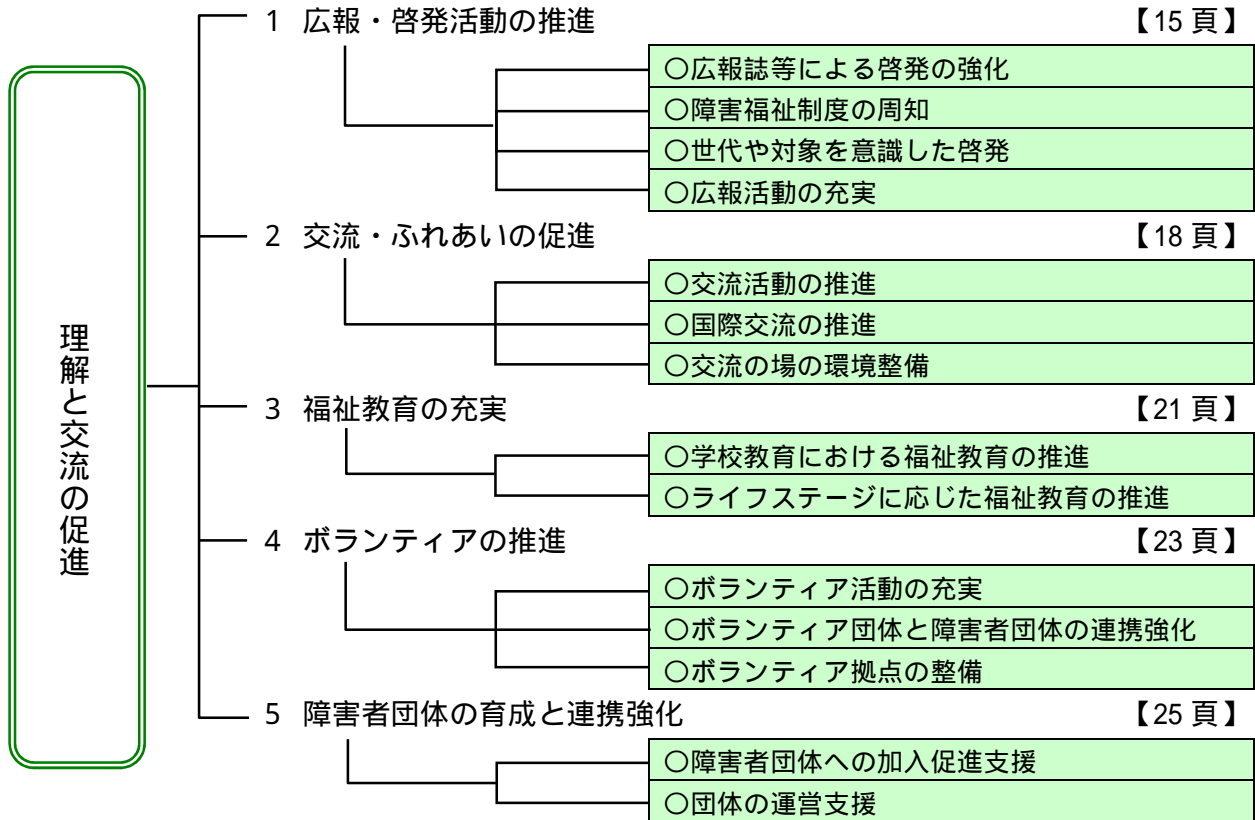
- ・障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、障害の状態に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図り、地域全体で障害のある人とその家族を支援します。
- ・住み慣れた地域で生きがいを持って過ごすために、保健・医療・福祉の連携を強化し、障害のある人に対して、適切な保健サービスやリハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期対応の推進を図ります。

基本目標 自立支援と社会参加の促進

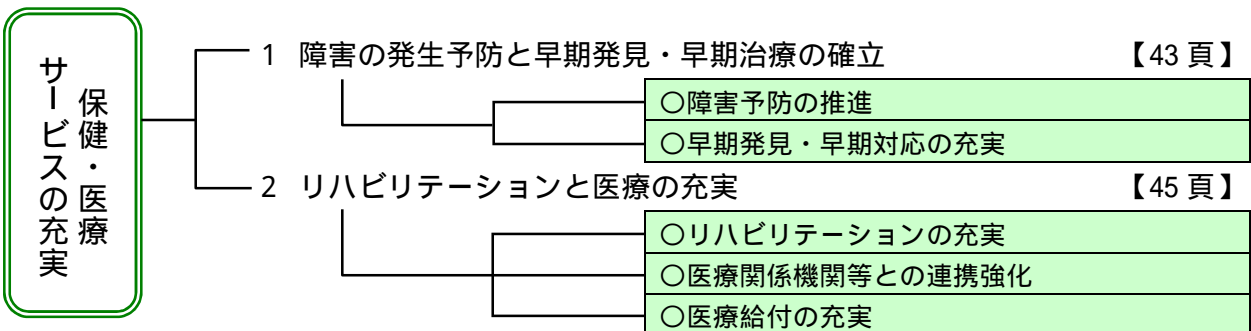
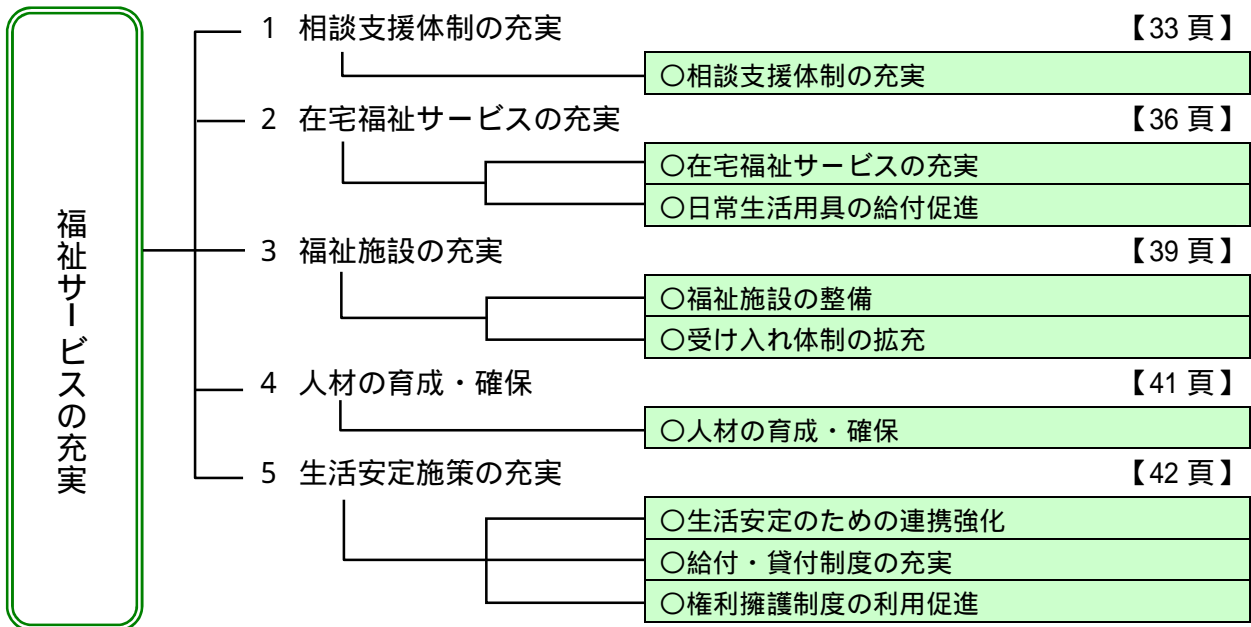
- ・障害のある児童・生徒の可能性を最大限に引き出すため、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育体制の充実に努めるとともに、生涯にわたり多様な学習機会を提供することで、障害のある人自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人とふれあい、ともに心豊かな時が過ごせるように支援します。
- ・障害のある人がその能力や適性に応じて、個人の能力を発揮して働くことにより経済的に自立し、社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。

3 施策の体系と展開

基本目標 ともに支えあう共生のまちづくりの推進



基本目標 地域生活の支援体制の充実



基本目標 自立支援と社会参加の促進

